解散公告

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

沖縄県名護市字天仁屋一六五番地

株式会社ＣＯＡＳＴＥＲ

代表清算人　杉山　慶

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

沖縄県糸満市字賀数三五四番地の二

有限会社ウエラ

清算人　辺土名綾子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

群馬県伊勢崎市三光町二〇番地七

財団法人伊勢崎和洋裁縫女学校

代表清算人　五代　博視

解散公告（第一回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

東京都新宿区大久保一丁目三番二一号新宿ＴＸビル五階

財団法人東京ケーブルビジョン

代表清算人　山口　睿樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

石川県金沢市尾山町六番四〇号

社団法人石川県私学連合会

代表清算人　加藤　晃

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月七日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

三重県度会郡玉城町岩出一二三三番地

清算法人岩出土地改良区

代表清算人　西堀　政利

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十一月二十七日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

大阪府藤井寺市岡一丁目一番一号藤井寺市役所内

藤井寺市土地開発公社

代表清算人　松浦　信孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

大阪市此花区高見三丁目二番一六号

財団法人高見公民館

代表清算人　進藤　茂

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年九月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

島根県江津市桜江町市山三三八番地

市山生産森林組合

清算人　田原　義夫

解散公告（第一回）

当財団は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

山口県岩国市周東町獺越二一六七番地

財団法人川越村有隣会

清算人　吉永　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

香川県丸亀市塩屋本願寺別院内

財団法人真宗本願寺派四州教学財団

代表清算人　佐々木孝昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日愛媛県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川八四六番地

財団法人柳谷村教育後援会

代表清算人　三本　一雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

沖縄県那覇市楚辺二丁目四〇番九号

財団法人沖縄県傷痍軍人会

代表清算人　宮城　繁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

千葉県いすみ市苅谷六五一番地一

財団法人大社教上総大教会維持財団

代表清算人　引田相三子

代表清算人　石﨑　銕郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日の理事会の決議により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

東京都新宿区大京町三番地ウィーン四谷二〇二号

財団法人公明文化協会

代表清算人　神崎　武法

解散公告（第二回）

当法人は、厚生労働大臣の許可により平成二十五年十一月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

東京都豊島区北大塚一丁目一六番六号

社団法人全国栄養士養成施設協会

代表清算人　森本　晴生

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

東京都港区六本木一丁目七番二七号

財団法人日本メディック・アラート国際協会

清算人　小川　進吾